

養父市投票区再編実施方針に対する意見募集（パブリックコメント）の結果

養父市投票区再編実施方針に対し、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただいたご意見の概要と市選管の考え方など、意見募集の結果について公表します。

◆意見募集の実施状況

- (1) 案 件 名 : 養父市投票区再編実施方針に対する意見の募集
- (2) 募 集 期 間 : 平成26年6月13日から平成26年7月15日まで
- (3) 公 表 方 法 : 養父市役所、各地域局での閲覧、養父市広報6月号、養父市ホームページ
- (4) 提 出 意 見 数 : 2件（2名）
- (5) 意見提出方法 :

直 接 持 参	0件
郵 送	1件（1名）
ファクシミリ	1件（1名）
電 子 メール	0件
計	2件（2名）

NO.	ご意見（概要）	市選管の考え方 回答
1	新聞報道が 11 日、市のホームページ掲載は二日後。なぜこんなに遅れるのか。 第 4 投票区の投票場所は、文化会館 1F ホールがよい。	パブリックコメント開始時期を、6 月広報配布と同日の 13 日からと定め、6 月 13 日の直近の定例記者発表日である 6 月 10 日に記者発表しました。このため数日ブランクがありました。 第 4 投票区の投票場所は、文化会館 1F ロビーを予定しています。
2	宮垣区の投票所は再編すべきでない。 1 選挙は住民自治の基本である。公平な選挙をするためには、選挙民の利便性を優先すべきであり、選挙の経費の採算性を優先すべきでない。 2 国の投票所設置基準は遠距離区域の解消に努めることとされている。再編により宮垣区は投票所まで 3 キロとなるが、宮垣区への投票所設置は、国の基準をクリアしており再編する必要性がない 3 地域の公共交通は不便であり、高齢化は進行しており、再編は選挙人に不利益を課すものであり、また、再編により投票率低下を招くことは必至である。それを分かりながら再編することは住民の選挙権を無にすることに等しいことである。	この度の再編は、市の合併以降見直しを行わなかったことにより、各投票区の有権者数、投票所までの距離等に較差があったため、市内統一基準により再編を行うことにしたものです。 公平性確保のため、国の自治省通知を参考に設置基準を定め、市内全体で見直しを行いました。その結果、44 箇所から 29 箇所へ再編を行う方針となりました。これに伴う投票区数やポスター掲示場数の減少等により経費が削減されるものです。 宮垣区では、区の中心地から投票所までの距離を 3km と算定しています。市の設置基準のおおむね 3km の範囲内にも収まることにより再編に含めることになりました。 投票率の向上は選挙管理委員会の重要な使命と認識していますが、投票所の配置については投票所までの距離等、全市的な均衡も必要です。 合併前からの現投票所についても投票所までの距離が遠い地区もありますが、みなさまの投票意識の高さによって投票率が保たれてきたものと考えています。選挙当日に投票に行けない場合は、市内 4 箇所設置している期日前投票所をご利用いただきますようお願いいたします。